

三次市教育委員会議案第18号

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和5年6月26日

三次市教育委員会
教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 教育次長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 館長
- (5) 場長
- (6) センター長
- (7) 係長
- (8) 主任主査
- (9) 主査

- (10) 主任指導主事
- (11) 主任管理主事
- (12) 主任
- (13) 指導主事
- (14) 管理主事
- (15) 主任主事
- (16) 社会教育主事
- (17) 主任調理員
- (18) 主事
- (19) 調理員

第4条第1号中「教育次長」の次に「及び次長」を加え、同条第2号中「及び場長」を「，場長及びセンター長」に改め、同条第4号中「主査」を「主任主査，主査」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。